

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	49 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	37 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 46 年 1 月から 48 年 3 月までの期間及び 53 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

国民年金の加入は自分が夫の分も含めて手続し、保険料は加入当初から夫婦二人分を毎月支払っていた。領収書は残っていないが、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の期間について、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、納付場所、納付時期について申立人の記憶が明確でなく、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 10 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付できないほか、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、保険料は夫婦二人分を納付していたと主張するが、申立期間についてはその夫も未納となっている。

2 申立期間②の期間について、申立人及びその夫は、国民年金手帳記号番号が連続番号で払い出されており、昭和 48 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料は、申立期間を除き、夫婦が同一日に納付していることが確

認でき、申立期間について、その夫は保険料が納付済みとなっている。

また、申立期間の前後の期間について、保険料が納付されており、当時、住居の異動等による生活環境の変化が無かったことを踏まえると、申立期間についてのみ、保険料が未納となっているのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年5月まで

新聞や広報誌等を見て制度開始時から国民年金に加入した。保険料については、初めは区役所の出先機関である出張所で納付したこと、その後は出張所の職員が集金に来ていたこと、月額100円から150円を支払っていたことなどを記憶している。申立期間について保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金の任意加入手続を行い、最初は区役所の出張所に行き保険料を納付していたが、途中から出張所の職員が集金に訪れるようになり納付してきたと主張しており、申立内容は具体的であり不自然さは無い。

また、申立期間の当初に国民年金の加入手続を行ったとするA区役所の出張所は、当時はB区役所の出張所として実在しており、C市に対する聞き取り調査の結果、「当該出張所において国民年金の加入手続及び保険料の納付も可能であり、申立期間における納付方法として、昭和39年4月から47年3月まで国民年金推進員による戸別徴収が行われていた。」との供述を得ており、申立人が供述している保険料の納付方法及び保険料額とほぼ一致し内容に不自然さは無い。

一方、申立人が申立期間の最終月を昭和41年5月としたのは、具体的な資料の保有、家計簿等の存在に基づくものなのか、あるいは申立人の記憶によるものか聞き取り調査の結果、申立人は、「申立期間の最終時期を特定する資料は一切存在しておらず、記憶により5年間ぐらいは納付していた記憶

があるところまで社会保険事務所に話していたことから、このころまでかと思ひ申立期間とした。41年4月及び同年5月の保険料を納付したとする根拠は無い。」との供述を得た。

また、申立人は、「実際に何年何月分までは確実に納付したという記憶はほとんど無く、昭和40年度の途中で納付をしなくなったかもしれないが記憶は定かではない。」と供述している。

さらに、C市で国民年金手帳の更新を行った時期は昭和41年3月であることを確認しており、この時期に申立人に2冊目の年金手帳が送付されたことを記憶しているか尋ねたところ、「国民年金手帳は1冊しかもらっておらず、2冊目は絶対にもらっていない。」と明確に供述していることから、申立期間のうち41年4月及び同年5月の保険料を納付する場合は区役所に出向くか、あるいは納付書の送付を依頼することが必要であり、申立人はそのような事実は供述しておらず、申立期間以降の保険料は自ら停止したとしていることを踏まえると41年4月及び同年5月の保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から45年3月まで

国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付は、父親が行っていた。また、国民年金保険料の納付は、昭和40年4月ごろから「A会（国民年金保険料納入組合）」が集金し、両親及び私の姉妹の分を含めて父親が納付していた。一緒に保険料を納付していた両親や姉妹が納付済みで、自分の分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が国民年金保険料を納付していたと供述しており、社会保険庁が保管する記録、B市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人と同居していた母親及び申立人の姉妹が保管している領収書等により申立人以外の家族は制度発足時又は20歳到達時以降すべて納付済みになっているのが確認できるにもかかわらず、大学卒業後帰郷し家業に従事し後継者となった申立人の保険料だけが未納となっているのは不自然である。

また、申立人の姉妹は、いずれも「父親が家族全員の保険料を納付しており、申立人の保険料だけ納付していなかったことはない。」と供述しているほか、その姉は、「国民年金納入組合（A会）のB市嘱託徴収員が集金し、家族5人の名前を記入した保険料領収票（父親の加入は昭和45年1月から）に毎月印鑑を押し、その後市役所から検認の領収書が送られて来た。申立人の昭和40年4月から45年3月まで保険料を納付しないで、放っておく父親ではない。先へ先へと処理し停滞しません。」と供述している。

さらに、その姉は昭和38年3月に大学を卒業してから帰郷し、家業を手

伝っていたが、44年7月19日に特例納付で昭和36年度から39年度までの分を納付している。

なお、特例納付期間が可能であった期間は、昭和45年7月1日から47年6月30日までであることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

昭和50年1月から国民年金に任意加入して、定額保険料及び付加保険料を納付してきた。特別な事情も無く資格喪失届の事実を無かったので、申立期間が未納になっていることは納得できない。

また、60歳到達時に社会保険事務所から郵送された、「国民年金についてのお知らせ」のはがきのあて先氏名の漢字表記が誤っていたので、事務上の誤りのため申立期間が未加入となっている可能性があるのではと思っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除くすべての期間について国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付している。

また、昭和61年4月の年金制度改正による任意加入対象者から第3号被保険者への切替手続を遅滞なく行っていることが確認できることから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の夫の職業に変化は無く、保険料の納付が困難になるような経済的事情も見当たらないことから、資格喪失の届出をした事実が無いという申立人の供述は基本的に信用できる。

加えて、社会保険庁が保管する記録により、申立人が国民年金に任意加入した昭和50年1月から満60歳に到達した平成8年6月まで、申立人の姓及び名前の漢字が誤って登録されていたこと、及び旧国民年金法（昭和60年改正前）第87条の2第4項の規定により、「付加保険料は納期限までに納

付しなければ、同条第3項の規定により付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなす。」とされているが、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は加入当時から付加保険料を納期限より遅れて納付した記録となっていることから、行政側の記録管理等が適切に行われていなかったことがうかがえる。

しかしながら、申立期間のうち昭和60年度については、A市が保管する過年度納付記録によると、申立人の記録は59年度まで記載となっていることから、59年度分の納付書は送付されたと推認できるが（記録上、昭和59年度分は未加入ではなく未納）、「昭和59年4月1日資格喪失」と記録されていることから60年度分の納付書は発行されておらず、納付書で納付したとする申立人の供述は不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から46年3月まで

昭和50年12月ごろ、A市B区役所において、夫婦で国民年金に加入した。

その時、過去の未納分の国民年金保険料をすべて納付することにより、年金を満額受給できると言われ、A市B区役所の窓口において、夫の保険料と一緒に未納保険料を一括納付した。

社会保険事務所に照会したところ、一括納付したはずの期間の一部について、保険料が未納となっていた。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月ごろ、その夫と共にA市B区役所において、国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、同年12月ごろ、夫婦連番で払い出されている。

また、申立人は、資格がさかのぼった期間の国民年金保険料について、当時実施していた特例納付の納付期限末に一括納付したとしているところ、申立人の納付記録から、申立人が申立期間直後の昭和46年4月から48年3月までの期間について、特例納付の納付期限末の50年12月30日に特例納付していることが確認できる。

さらに、この時、申立人が一括納付したとする保険料の金額は、申立期間を含んだ未納保険料を一括納付した場合に必要な金額と一致している。

加えて、特例納付は、先に経過した月から順次保険料を充当することになっているが、申立人は、直近の月から保険料が充当されている上、本来、特

例納付でなければ納付できない期間についても、過年度納付により保険料が納付されたことになっており、社会保険事務所の事務処理に不自然な点がみられる。

その上、申立人は、国民年金に高齢任意加入しており、申立人の納付意識は高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料は、私の妻がいつも夫婦二人分を納付していたが、申立期間について、妻の保険料のみが納付済みで、私が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、転居に伴う住所変更手続も適切に行っているほか、厚生年金保険加入に伴う国民年金被保険者の資格喪失手続及びその妻の国民年金被保険者種別変更手続を適切に行っているなど、国民年金に対する意識が高かったものと考えられる。

また、申立人及びその妻に係る昭和 46 年度から 48 年度までの国民年金保険料の納付日は、申立期間を除き夫婦同日であることが確認できるところ、申立人の妻は申立期間の保険料を納付しており、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間と同年度の昭和 47 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料について、申立人は納期内に納付しているが、国民年金被保険者台帳には納付記録が無く、平成 2 年 6 月に申立人からの領収書提示によって記録訂正が行われているなど、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和49年にA町にいる両親が納付してくれていた。いくらで、どこで納付していたかは不明であり領収書も無いが、当該期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達月に国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金加入手続は申立人の両親が行い、申立期間の国民年金保険料の納付も両親が行っており、申立人は関与しておらず、両親も既に死亡しているため保険料の納付状況が不明であるが、その両親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳到達月まで国民年金に加入し、共に未納が無いなど、納付意識が高かったと認められる。

さらに、申立期間の直前、昭和48年度の国民年金保険料は、A町の記録から昭和48年12月に1年分の保険料を納付していることが確認できるほか、申立人は、申立期間中の49年6月に結婚のためA町からB市に転居し、転居後の昭和50年度、51年度及び52年度の保険料はいずれも前納していることが社会保険事務所の記録から確認できる。

加えて、申立期間当時、A町では納付書方式による納付が行われていたと推定でき、申立人は転居したB市で申立期間の納付書を受け取った記憶が無いことから、申立期間の納付書は申立人の両親に送付されたと考えるのが妥当であり、申立人の両親の当時の納付状況からみて、申立人の申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月まで

申立期間について、国民年金保険料は、銀行か郵便局の窓口で確かに納付した記憶がある。領収書等については保管していないが、申立期間について納付事実を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、20 歳に到達した昭和 45 年 11 月に国民年金に加入し、58 年 2 月に厚生年金保険に加入するまで、申立期間①の 3 か月を除き、12 年間にわたり国民年金保険料の未納が無い。

また、申立期間①後の昭和 51 年度及び 54 年度から 57 年度までの国民年金保険料を前納しているなど納付意識が高かったと考えられるほか、申立期間①の前後において、生活環境に大きな変化がみられないことから、3 か月のみ保険料が未納となっているのは不自然である。

2 申立期間②については、申立人は、昭和 59 年 6 月に A 社会保険事務所において、国民年金の加入手続を行い、その場で 1 か月分の保険料を納付したと主張しているが、当時、社会保険事務所では国民年金の加入手続及び現年度分の保険料納付をすることができない上、申立期間②について、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、B 市の被保険者名簿及び社会保険事務所の被保険者台帳において、昭和 59 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格喪失後に国民年金に再加入した形跡は見当たらず、申立期間②は、国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはでき

ない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間、60 年 7 月、同年 8 月、同年 10 月及び 61 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 60 年 7 月及び同年 8 月
③ 昭和 60 年 10 月
④ 昭和 61 年 2 月

社会保険事務所において、昭和 57 年度から 60 年度までの国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料は未納とのことであった。

私は自営業で、昭和 46 年 9 月に結婚した後、49 年 4 月から妻の国民年金保険料と一緒に納付してきた。当時は A 信用金庫 B 支店の職員が集金に来ており、この職員に保険料の納付を依頼していた。時々自分で C 銀行に納付に行ったこともあるが、その時も自分の分だけ納付するようなことはしていないはずである。

したがって、申立期間について、妻が納付済みとされているのに、自分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計で 7 か月と短期間である。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況についての申立内容は、① A 信用金庫及び C 銀行（現在は D 銀行。）とも、申立期間当時、それぞれ B 支店は存在し、営業担当の職員が顧客の依頼により国民年金保険料を預かり、納付することはあったと証言していること、② E 市が保管する申立人及びその妻の国民年金被保険者名簿から、申立期間前後において、申立人及びその妻が共に納付済みとなっている期間の保険料は、すべて夫婦同一日に納付して

いることが確認できること等から、申立内容に矛盾は無く、基本的に信用できる。

さらに、申立人が結婚後3年ほどして確定申告を行った際、税務署職員から国民年金の強制被保険者は国民年金に加入した方がよいとの助言を得たことを契機に、申立人の妻と二人分の国民年金の加入手続を行ったとする時期も、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号が連番である上、昭和50年2月以降に払い出されたことが社会保険庁のオンライン記録から確認できる時期と合致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、昭和35年9月1日から同年10月1日までの期間が欠落していた。

申立期間は、A社B支社から同社本社へ転勤に伴う異動でA社の勤務は継続しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、当時の上司及び同僚の供述により、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間は転勤（昭和35年9月1日にA社B支社から同社本社に異動）による欠落期間であり、申立人と同日に転勤した同僚6人にも申立人と同様の欠落期間が見られ、当該事業所が意図的に厚生年金保険の資格取得日を同年10月1日にしたとは考えられないことから、事務処理に何らかの誤りがあったと思われ、このような状況の下、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人に係るA社本社における昭和35年10月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが

妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は平成10年9月2日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は不明であるが、事業主は複数の被保険者に係る資格取得日及び資格喪失日の処理を誤って届出していることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 21 日から 39 年 3 月 21 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 3 月 1 日から同年 8 月 14 日まで
④ 昭和 41 年 4 月 17 日から 42 年 7 月 1 日まで
⑤ 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 11 月 1 日まで

平成 19 年 7 月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和 47 年 1 月 25 日に申立期間について脱退手当金を受給しているため、年金額に算入されないとの回答があった。支給されたとする時期は最終事業所を退職してから 3 年以上経過しており、当時は子育てに忙しい時だったので、脱退手当金を受給していないはずである。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年 2 か月後の昭和 47 年 1 月 25 日に支給決定されたことになっており、最終事業所の事業主及び申立人が同僚として名前を挙げた以外の同僚二人は「女性が結婚退職する時、脱退手当金の説明をしていなかった。」と供述している上、最終事業所の被保険者名簿で申立人の記載があるページとその前後 5 ページで脱退手当金の受給資格のある 30 人の記録を調べたところ、オンライン記録では申立人以外に脱退手当金の記録のある者は無く、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の社会保険事務所が保管する最終事業所における申立人の厚生年金保険被保険者原票に「脱」表示は無く、厚生年金保険被保険者原票及び社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の

氏名は、変更処理が行われておらず旧姓のままであることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和43年12月4日に婚姻し改姓しているため、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 2 日から同年 7 月 9 日まで
② 昭和 38 年 7 月 22 日から 41 年 4 月 6 日まで

平成 19 年に厚生年金保険の加入記録を確認したところ脱退手当金は支給済みとの回答をもらった。

私は脱退手当金の書類を見たことも無く、受け取った記憶も全く無いので、年金額に反映される被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は脱退手当金が支給決定されたことになっている時期は申立期間②に係る事業所を退職後すぐに国民年金に加入している時期であり、その後 60 歳まで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立期間②に係る事業所の被保険者原票で申立人の整理番号の前後の合計 20 人の厚生年金保険の加入記録を調査した結果、女性は 12 人でうち脱退手当金の受給要件を満たす者は 4 人で、そのうち受給している者は申立人のみである上、受給資格の無い者のうち 4 人からは事業所から脱退手当金の説明は無い旨の回答があることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間と重複して昭和 38 年 6 月 1 日から 39 年 1 月 1 日までの厚生年金保険被保険者期間が別番号で存在しているにもかかわらず、当該期間についてその計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、申立人は「同時に 2 か所で勤務したことはなく、高校を卒業してすぐに A 社に勤務し、次に申立期間①に係る事業所に臨時で 1 か月勤務した。」と供述していることから判断して、当該期間を失

念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和26年9月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 また、申立人のB社における資格喪失日は、昭和27年10月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和27年8月から同年9月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月18日から同年12月15日まで
② 昭和27年8月31日から同年12月18日まで

昭和25年5月にC社(名称変更によりD社。以下同じ。)に入社した後、A社及びB社に継続して勤務し、27年12月に退職した。

これら3社は関連会社であり、申立期間①については、C社からA社に異動していた時期であり、申立期間②については、B社に勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は「C社、A社及びB社は関連会社であり、C社の常務からA社の業務を行うように命令された。」と供述しており、①申立人が当時のC社の事業主(E氏)であったとする者は、商業登記簿謄本によりA社の事業主と同一であったことが確認できること、②A社において

厚生年金保険の被保険者であった者及びB社において厚生年金保険の被保険者であった者は「3社は関連会社であった。」と供述していること、③社会保険事務所の記録により、申立人と同じくC社からA社に異動した者が申立人以外に4人確認できること、④C社に勤務している同僚が、「昭和26年の9月ごろに申立人がC社を辞めた。」と述べていること、⑤申立人は「A社に異動した時の事業主はE氏だったが、途中からF氏に変更になった。」と述べているところ、商業登記簿謄本によると申立期間内である昭和26年10月20日に事業主が変更になっていることが確認できることから判断すると、申立人は申立期間①にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人とは時期は異なるものの、C社からA社へ異動した申立人以外の同僚等4人の厚生年金保険の加入は継続されており、申立期間①は、異動の際に生じた厚生年金保険の欠落期間と考えられる。

さらに、社会保険事務所の記録からA社に勤務していたことが確認できる同僚は、「当該事業所では、正社員以外の嘱託社員も厚生年金保険に加入しており、試用期間も無かった。」と供述しており、当該同僚が嘱託職員であったとしている二人についても、厚生年金保険の加入記録が認められ、当該同僚の入社日と、厚生年金保険資格取得日は合致している。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和26年12月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の役員の所在も不明であるため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、当該事業所に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿によると、当初、申立人の資格喪失日が昭和27年10月31日と記載されていたが、同年8月31日に訂正されており、同様の訂正処理が申立人以外にも5人確認できる。さらに、当該事業所の厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日についても、同年10月31日から同年8月31日に訂正されているが、このように厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった処理が行われた後に、資格喪失日のさかのぼった訂正処理を行う合理

的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失日の訂正に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の厚生年金保険の資格喪失日については、当初の資格喪失日にかかる届出が行われた昭和27年10月31日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のB社における昭和27年7月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

一方、昭和27年10月31日から同年12月18日までの期間については、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所の記録から当該事業所に勤務していた者によると、「昭和27年の夏ごろから当該事業所の経営状態が悪くなった。その後、時期ははっきりしないが、将来、会社が無くなることを告げられた。その際、今後は厚生年金保険に加入させないという説明があり、厚生年金保険料も控除されなくなったように記憶している。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格取得日に係る記録を昭和54年6月26日に訂正するとともに、資格喪失日に係る記録を56年12月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、54年6月から55年9月までを7万6,000円、同年10月から56年9月までを9万8,000円、同年10月及び11月を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月24日から56年1月24日まで

A社では、1年以上働いていたが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の被保険者期間がわずか8日間となっている。厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する出勤簿及び雇用保険の記録により、申立人が昭和54年6月26日から56年12月19日まで同社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録により、当時、当該事業所に勤務していた者は「当該事業所は全員厚生年金保険に加入しており、当時の従業員数は7人から8人であった。」と供述しているところ、当時の当該事業所の厚生年金保険被保険者は8人であったことが確認できる。

さらに、申立期間の前後に当該事業所において申立人と同じ事務の仕事をしていた者は、全員、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった記録が存在し、その雇用保険の被保険者期間とも合致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、昭和54年6月26日から56年12月19日までの期間において当該事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたものと認められる。

なお、当該期間と申立期間が相違している理由については、申立人は勤務した期間に関する記憶が不確かであり、社会保険事務所の資格喪失日と1年以上は勤務していたとする記憶から申立てを行ったためであり、上述したとおり当該期間のすべてにおいて申立人の記録を訂正することが相当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年1月の記録及び申立期間以前に申立人と同職種であった者の標準報酬月額の推移から、54年6月から55年9月までを7万6,000円、同年10月から56年9月までを9万8,000円、同年10月及び11月を12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は出勤簿以外の当時の記録は残されていないため不明としているが、資格の取得及び喪失のいずれの場合においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得及び喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和54年6月から同年12月まで及び55年2月から56年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年12月21日に、資格喪失日に係る記録を46年12月26日とし、42年12月から43年9月までの標準報酬月額を1万4,000円、同年10月から44年9月までの標準報酬月額を2万円、同年10月から45年9月までの標準報酬月額を2万8,000円、同年10月から46年11月までの標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月ごろから46年12月ごろまで

申立期間はA社B支店C出張所に勤務していた。厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間については厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述により、申立人が昭和42年12月21日から46年12月26日までA社B支店C出張所に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が一緒に勤務していたと記憶している者は、賄い婦を除く全員に当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人は、現地採用の事務員であったと供述しているところ、申立期間当時に当該事業所に勤務していた経理担当者は、「当該事業所では現地採用者も厚生年金保険に加入していた。」と供述している上、申立人から名前の挙がった同僚は、「自分も現地採用者であったが、採用と同時に厚生年金保険に加入した。勤務期間と厚生年金保険加入期間は一致している。」と述べてお

り、社会保険事務所の記録によると、経理担当者が現地採用者であったと述べている者は採用と同時に厚生年金保険に加入している。

加えて、社会保険事務所の記録によると、時期は異なるが現地採用で申立人と同じ職種の女性事務員も厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間において当該事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所において申立期間に被保険者であった同年代同職種の者の標準報酬月額の推移から、昭和42年12月から43年9月までの標準報酬月額を1万4,000円、同年10月から44年9月までの標準報酬月額を2万円、同年10月から45年9月までの標準報酬月額を2万8,000円、同年10月から46年11月までの標準報酬月額を3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所はすでに厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、D社E支店によると、当時の記録は残されていないとしていることから、保険料を納付したか否かについては不明であるが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年12月から46年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事務所における資格取得日は昭和29年10月1日、資格喪失日は30年5月25日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和29年10月から30年4月までの標準報酬月額については1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年7月1日から28年11月19日まで
② 昭和29年10月1日から30年11月1日まで

申立期間①については、A社C事務所にD職として採用され、その後、E職としてF工事の現場で勤務した。

申立期間②については、A社のG工事現場で、H職として勤務していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち昭和29年10月1日から30年5月27日までの期間については、調査の過程で確認された基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（厚生年金保険被保険者名簿の記号番号、xxxx-xxxxxx）から、申立人がA社B事務所に勤務し、同期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、未統合となった理由については、当時の事業主が、申立人の生年月日を昭和4年5月27日と誤り、かつ、申立期間直前のA社本店に係る厚生年金保険被保険者名簿の記号番号がyyyy-yyyyyyであったものを誤って届出したものと推測される。

また、昭和29年10月から30年4月までの標準報酬月額については、統合する厚生年金保険被保険者記録から1万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち昭和30年5月25日から同年11月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についてA社I支店に照会したものの、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚のうち生存が確認された一人及び申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者に照会したものの、申立人が昭和30年11月1日まで当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が同日まで当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和29年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年5月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

2 申立期間①については、申立人が保管するA社によって撮影されたF工事完成記念写真により、申立人が、期間の特定はできないものの、当該工事に従事していたことは認められるが、社会保険事務所の記録によると、A社C事務所又は類似の名称の事業所が、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、申立人は、当時、所長及び同僚3人と一緒に勤務していたと主張するが、このうち、個人が特定でき、生存が確認された一人に照会したところ、「当時、自分もF工事に従事していた。」との供述が得られたものの、社会保険事務所の記録によると、同人が申立期間①において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同人と一緒に当該工事に従事していたとする者一人及び申立人の同僚のうち既に死亡している二人も、同様に申立期間①において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

さらに、当該工事に従事していた者に係る厚生年金保険の適用等についてA社I支店に照会したものの、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年10月4日）及び資格取得日（昭和44年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和39年10月から41年9月までの期間は1万4,000円、同年10月から42年9月までの期間は1万8,000円、同年10月から43年9月までの期間は2万2,000円、同年10月から44年6月までの期間は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月4日から44年7月1日まで
昭和39年8月24日から44年12月31日までA社に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。この間は、勤務形態や仕事の内容にも変化は無かった。
厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書等はないが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和39年8月24日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月4日に資格を喪失後、44年7月1日に同社において再度資格を取得しており、39年10月から44年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚一人及び申立期間当時当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者のうち一人は、いずれも、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変化は無かったことを供述しているところ、当該同僚等は、いずれも申立期間において厚生年金保険の加入記録が継続している。

また、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、当該事業所において複数の厚生年金保険加入期間が確認できる者のほとんどは、当該事業所で厚生年金保険に加入していない期間について他の事業所で同保険に加入していることが確認できるなど、当該事業所において、継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢の同僚に係るA社における社会保険事務所の記録から判断すると、昭和39年10月から41年9月までの期間は1万4,000円、同年10月から42年9月までの期間は1万8,000円、同年10月から43年9月までの期間は2万2,000円、同年10月から44年6月までの期間は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が昭和57年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難く、仮に、申立期間に被保険者資格が認められる場合には、その後、少なくとも4回、被保険者報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、社会保険事務所がいずれも当該届出を記載しないとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格喪失日は昭和20年10月22日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年1月21日から同年10月22日までの標準報酬月額については80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年1月21日から同年10月25日ごろまで
昭和19年4月1日にA社C事業所にあった同社の企業内学校である「D校」に入校し、同年10月に同社E課に配属になった。同課ではF業務を行っており、終戦後の同年10月25日ごろまで勤務していた。社会保険庁の記録において、同社で厚生年金保険の被保険者資格喪失を喪失したことになっている20年1月は、厳しい戦時下であり、退職などできる状況ではなかった。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において厚生年金保険の被保険者であった者のうち、同社のD校に在籍していたことが確認された者4人のうち二人が、「D校は3年以上の課程があり、当時は戦時下であったため、途中で退職することは認められなかった。」と供述していること、及びこのうち申立人と同級生であった者が、「申立人は昭和20年10月まで勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所の記録により、当該4人の同僚等のうち3人については、いずれも昭和19年4月から20年10月以降まで厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認でき、他の一人については、19年4月から20年9月まで厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたものと認められる。

また、申立ての事業所において昭和 20 年以前に被保険者資格を取得した者に係る被保険者名簿は、申立期間直後の 20 年 11 月に火災で焼失しており、現存する名簿はその後復元されたものであることが確認されているが、この名簿は、オンライン記録で確認できる申立人の 19 年 4 月 1 日から 20 年 1 月 20 日までの期間の被保険者記録を含め、20 年以前の被保険者記録が欠落しているほか、複数の欠番や健康保険整理番号の重複もみられるなど、完全な記録とは言い難いものとなっている。

さらに、現存する被保険者名簿におけるこのような記録上の不備は、当初の名簿が火災で焼失したという事情から、事業主又は申立人のいずれの責にも帰することができないものであると考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する旧厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失年月日の記載が不鮮明であり、年金記録どおりの昭和 20 年 1 月 22 日ではなく、同年 10 月 22 日と記載されていた可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 10 月 22 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における社会保険事務所の記録から、80 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から49年5月10日まで
昭和47年4月から50年8月までA社にB職として勤務した。

この間の厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所に照会したところ、昭和49年5月から50年8月までの厚生年金保険の加入記録は確認できたが、47年4月から49年4月までの2年間の加入記録が無いとの回答であった。

A社では、昭和50年1月5日には優良無事故運転者2年表彰も受賞しており、社会保険事務所の記録は誤りである。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の無事故運転2年表彰、事業主及び同僚の供述から、申立期間に当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、事業主からは、「A社では、正社員しか採用しておらず、正社員を採用するに当たっては、試用期間は設けていない。毎月、給与の締め日である20日までに入社した者については、入社日に厚生年金保険の届出を行い、21日以降に入社した者については、翌月1日に届出を行い、保険料を控除している。申立人についても、入社と同時に厚生年金保険の届出を行い、保険料を控除していたと聞いている。」との供述があった。

さらに、申立期間当時の経理担当者からは、「A社は、C社の商品を運搬し

ており、その関係から国の仕事も請け負っており、社会保険関係の手続は、きちんと行っていた。従業員は、正社員しか採用しておらず、全員採用と同時に厚生年金保険に加入させ、保険料を控除しており、試用期間を設けていなかった。このため、申立人についても、入社と同時に厚生年金保険の届出を行ったと思う。」との供述があった。

加えて、同僚 11 人について、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期の関係をみると、申立人と同時期に当該事業所に入社したと主張する同僚一人を除いた 10 人について、本人が記憶している入社月または翌月の 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは先の事業主の供述と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同じ業務に従事していた同僚の記録から判断すると、6 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としているが、厚生年金基金及び厚生年金保険の記録における資格取得日が昭和 49 年 5 月 10 日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から5年7月まで

離婚後、第3号被保険者からの切替手続をするために市役所に手続に行ったところ、未納分があると言われ納付書が送られてきたので、まとめて払った。しかし、納付記録を確認したところ、申立期間が未納とされているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続は、申立人の主張どおり、平成7年9月4日に手続したことが社会保険庁のオンライン記録で確認できるが、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は同年9月29日に時効未到来であった申立期間後の期間について過年度納付していることが確認できる。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間に係る保険料納付を示す関連資料として提出された申立人が経営する飲食店の預金通帳記録から、平成7年9月7日及び同年9月29日の引き出しが確認できるが、社会保険庁の記録では8年1月に納付したことになる期間も併せて7年9月29日に納付したと主張しているため、申立人の預金通帳から引き出された金額が申立期間を含む保険料であったと推認するには至らなかった。

加えて、申立人が、国民年金保険料納付についての証言者として主張する税理士に確認したところ、申立人が保険料を納付したとする期間については申立人が経営する飲食店についての税務関与はなかったとし、保険料納付に係る証言は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から52年7月まで

社会保険事務所に記録照会をしたところ、昭和55年6月に特例納付した41年8月から49年2月までの期間と52年8月から53年3月までの期間の保険料が未納になっているとの回答があった。

特例納付した額は約40万円だが、特例納付は、未納期間があれば古い期間から順番に納付するはずであり、昭和49年3月から52年7月までの期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和52年8月から53年3月までの期間の国民年金保険料が納付済みとなっている一方、申立期間の保険料が未納となっていることは特例納付の取扱いからみて不合理であるとしているが、申立期間後の期間は、54年4月に過年度納付していることが確認でき、特例納付の取扱いに矛盾しない。

また、特例納付されている昭和41年8月から49年2月までの期間の国民年金保険料は、申立人が納付したとする金額と概ね一致しており、申立期間を含めて特例納付した場合の金額とは大きく異なる。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、社会保険事務所の記録において昭和36年4月及び52年8月にそれぞれ国民年金手帳記号番号が払い出され、その後、52年8月に払い出された国民年金手帳記号番号は納付記録を統合し、重複取消しされたことが確認できるが、申立人に対して、それ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されて

いたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から47年3月まで
20歳になった時、父親が国民年金加入の手続を行ったと母親から聞いていた。父親は、公的な手続に厳格な人できちんとしていたとのことだった。就職した昭和47年3月分までは、父親が、私の分を含めた家族全員（父母、兄、姉）の保険料をまとめて納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の父親も亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間当時の状況を知り得る申立人の長兄及び長姉から、国民年金の加入手続及び納付について事情聴取したが、申立人に係るこれらの状況について、具体的な供述が得られない。

さらに、申立人は、当時同居していた兄姉3人分の保険料をまとめて納付していたと述べているが、保険料の納付が確認できるのは長兄の分だけである。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月に払い出されており、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年10月から43年3月まで
最初の国民年金加入手続は、昭和38年4月ごろ母親が行った。その時、国民年金手帳をもらったが、その手帳は現在持っていない。

A市に転居してからも、母親が保険料を払ってくれていたが、途中から国民年金手帳を持ってきて自分で払うように言われた。申立期間当時の国民年金の1か月分の保険料額は、100円から300円ぐらいと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できないので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、申立人の母親が納付していたと供述しており、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、納付状況が不明である。

また、申立人は、「申立期間における申立人の国民年金保険料は母親が納付していた。」と供述するが、申立期間に係る母親自身の国民年金保険料は申請免除の期間であり、申立人の申立内容は不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、B社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和42年12月12日と確認できることから、この時点では申立期間の一部は既に時効により納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から53年10月までの国民年金保険料(付加保険料を含む)については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から53年10月まで

国民年金は25年間加入しなければ将来年金がもらえなくなると言われていたので40歳前に加入しなければいけないと思い、昭和52年11月にA市の国民年金課に出向き任意加入(付加年金を含む)手続を行っている。

保険料は銀行か郵便局の窓口で毎月あるいは3か月ごとに納付していたと思う。25年間掛けるために行った国民年金の納付期間が24年間ということとは考えられない。

当時の領収書等は保管していないが申立期間について納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料(付加保険料を含む)を納付したことを確認できる関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、国民年金に任意加入したとする昭和52年11月に、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳は、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳管理簿により、昭和53年11月10日に交付されていることが確認できることから、申立人の供述は不自然である。

さらに、申立人が国民年金加入手続に行ったとする昭和52年11月4日は申立人の誕生日の前日で金曜日であったとする供述は正しいが、その時の国民年金手帳を受理した状況及び納付書が送付された状況についての記憶が曖昧であることから、申立人の誕生日等の記憶及び曜日が合致しているとの事実をもって申立期間の初月に国民年金加入手続がされたものと推認することは具体

性に欠け不合理である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から50年3月まで

国民年金の加入は、昭和36年3月か同年4月ごろA市の集金人が自宅に来て、国民年金の加入を勧められ、夫（昭和53年8月に離婚。以下同じ。）が手続を行った。国民年金手帳は、加入手続をした時にもらったように思うが記憶が定かでない。

申立期間の国民年金保険料は、ほとんど夫が納付しており、申立期間の1か月の保険料額は300円か400円ぐらいと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できないので、納付したことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人及びその夫は連番で氏名の記載があり、昭和38年7月ごろに国民年金手帳記号番号の払出しがあったとみられるが、「取消」のゴム印が押されている（取消しの理由は不明。）。

また、申立人自身は国民年金の加入手続に関与していない上、申立人は申立期間の当初から現在までA市内に居住しており、市内で数回転居しているが、その都度国民年金の住所変更手続を行ったかどうかについて不明と供述していることを踏まえると昭和36年の時点で別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難く、ほかに申立期間において国民年金の加入手続が取られていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその夫とも厚生年金保険及び国民年金の加入記録が無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年10月までの期間、40年1月から42年6月までの期間及び42年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年10月まで
② 昭和40年1月から42年6月まで
③ 昭和42年7月から同年9月まで

昭和36年4月にA市で国民年金の加入手続を行い、38年10月までの保険料を市役所の窓口で3か月分ずつ納付していた(当時、A市B町で飲食店を経営していた)。

また、昭和40年1月からはC市の銀行で納付をしている(D駅の隣の駅で銀行が近かったので納付したが、銀行名については記憶していない)。

当時の領収書等は保管していないが、申立期間について納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断理由

申立期間のうち昭和36年4月から38年10月までの期間(A市在住期間)に係る申立人の国民年金被保険者台帳は存在しておらず、申立人の国民年金手帳記号番号は47年3月10日に申立人の前夫(E氏)と連番でC市F区より払い出されている。この時点では既に申立期間の保険料は時効により納付できないことになるが、この時期は申立期間に係る保険料を特例納付(昭和44年改正国民年金法附則第13条)により納付することが可能な期間であったところ、申立人は国民年金保険料を一括して納付した記憶は無いと供述している。

また、申立人は国民年金に係る住所変更手続、保険料の納付方法及び納付金額などについての記憶が曖昧で、具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた

ことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は64か月と長期間である上、申立人には申立期間以外にも国民年金の未加入期間が存在しているなど、特に国民年金制度に対する意識が高かったとは言えない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から45年3月まで

昭和39年10月に結婚し、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、申立期間については夫の保険料のみが納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

当時の領収書等は紛失したが、申立期間について保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続や申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の夫も、申立人の加入手続の時期や保険料の納付金額に関する記憶があいまいである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年8月ごろに払い出されたものと推定でき、その時点では、申立期間の大部分は特例納付によるほか保険料を納付することができない期間であるが、申立人及びその夫は、申立期間について保険料をさかのぼって納付した記憶が無い上、申立期間について特例納付したことをうかがわせる形跡はみられない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間当時、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年2月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。また、申立人の40年8月から43年8月までの期間及び45年9月から48年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年2月まで
② 昭和40年8月から43年8月まで
③ 昭和45年9月から48年6月まで

申立期間①については、厚生年金保険と国民年金の重複加入による国民年金保険料の還付を受けていないので還付してほしい。

申立期間②及び③については、昭和52年9月に衣料品店を退職し、国民年金の再加入手続のため、A市B区役所かC社会保険事務所に行った際に未納期間があることを知り、後日まとめて納付した記憶があるので納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録及びA市の記録から昭和52年10月にA市B区役所で国民年金被保険者資格の再取得手続を行い、その際に申立期間①について厚生年金保険と国民年金の重複加入が判明し、同時に申立期間②及び③に係る資格取得日及び資格喪失日の記録をさかのぼって訂正されたものと推認でき、「昭和52年9月に衣料品店を退職し、国民年金の再加入手続を行った。」との申立内容と整合する。

しかしながら、申立期間①については、社会保険事務所の還付整理簿に申立人に係る国民年金保険料の還付金が昭和52年12月21日に還付決定され、同年12月28日に支払われたことが記録されているほか、A市の昭和52年度納付記録にも還付期間の記載があるなど、記録内容に不自然な点は見当たらず、申立人への還付処理は、適切に行われたものと認められる。

また、申立期間②及び③については、申立人は、後日まとめて納付したとしているものの、国民年金被保険者資格の再取得手続が行われた昭和 52 年 10 月の時点で、両申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、第 3 回特例納付期間（昭和 53 年 7 月 31 日から 55 年 6 月 30 日まで）に納付する以外に方法が無いが、申立人には特例納付した記憶が無い上、社会保険事務所の被保険者台帳の取得・喪失欄には、第 3 回特例納付期間終了後の 55 年 7 月の進達年月を示す印が認められることから、同事務所が申立人の保険料未納分について納付が無いことを確認した上で進達したものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額について記憶が無い上、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等) も無いほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないもの又は納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から45年3月まで

申立期間について、国民年金保険料納付記録の照会をしたところ、社会保険事務所から、納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。両親は国民年金保険料を納付しており、妹たちも20歳から国民年金に加入して、保険料を納付しているのに、自分だけが国民年金未加入で納付していないとの回答には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が昭和42年ごろにA町役場で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は関与していなかったことから当時の状況は不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の払出簿から結婚後の45年6月にB町で払い出されたことが確認でき、その時期に国民年金の加入手続が行われたと推認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳、B町の被保険者名簿及び社会保険事務所の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立人は、昭和45年4月1日に任意加入で資格取得したとの記録で一致しており、制度上、任意加入被保険者は、資格取得日をさかのぼって国民年金に加入できず、申立期間は国民年金の未加入期間となるので国民年金保険料を納付できないほか、同年4月以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、同居していた妹二人が20歳から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたとしているが、妹の一人は、昭和44年3月の20歳から13か月間の未納期間が認められる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から7年3月まで

私の国民年金は、母親が加入手続をして、国民年金保険料も母親が納付していた。当時、母親はA市の職員であったため、私の保険料を納付しないはずがない。

申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に一切関与していない上、申立人の母親は、申立期間に係る保険料を納付していないと供述している。

また、管轄社会保険事務所によると、申立人の国民年金手帳記号番号は自動払出により行われたものであり、70万台の番号は、平成9年1月以後の払出しで間違いないとしており、申立人の生年月日及び申立人の母親がそれ以前に手続をしていないとの回答を踏まえると、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間に申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年7月までの期間、45年3月から同年11月までの期間、48年3月及び49年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年7月まで
② 昭和45年3月から同年11月まで
③ 昭和48年3月
④ 昭和49年4月

離婚した元妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。領収書等の資料は残っておらず、詳しいことは分からないが、申請免除の手続をした覚えも無く、一緒に納付していた元妻が納付済みとなっていながら、私だけ国民年金保険料が未納であることは納得できない。

納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の免除申請手続及び追納保険料の納付に関与していないため、国民年金の免除手続及び追納保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②に係る免除申請手続や追納を行ったと供述している申立人の元妻も、納付方法についての記憶があいまいなため、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、国民年金保険料を「元妻が自分の保険料と一緒に納付した。」としているが、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所の特殊台帳(マイクロフィルム)の記録では、申立人のみ保険料を納付している期間や追納保険料の納付時期が異なっている期間があることが確認でき、申立人の主張を裏付けることはできない。

加えて、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）によると、申立人の元妻には申立期間の保険料を5回に分けて追納した記録があるものの、申立人にはその記録は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を追納したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年から 63 年までの春先から初冬
昭和 58 年から平成 15 年の春先から初冬まで、A 社（現在は、B 社。以下
同じ。）でC 職として勤務していたが、厚生年金保険の記録は、平成元年か
ら加入となっている。

保険料控除を確認できる給与明細等はないが、申立期間について厚生年金
保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ
れていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立
人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が
無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についてA社に照会した
ところ、当時の資料が無く不明であると回答していることから、申立ての事実
を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3人に照会したところ、そのうちの二人
から回答があり、「申立人とは昭和 56 年 4 月から同年 11 月まで一緒に勤務し
たが、その後申立人は退職し、数年後に復職した。」、「申立期間中に申立人は
他事業所で通年勤務しており、自分も申立人が勤務していた他事業所に誘われ
て冬期間勤務した覚えがある。」と供述している上、昭和 60 年から当該事業所
において社会保険適用関係の事務を行っている者は、「私が当該事業所で勤務
を始めてから、申立人について入社手続を行った明確な記憶があり、その際、
履歴書に他事業所における職歴が記載されていた。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立期間当時、当該事業所に勤務して

いたことが確認できる同僚に照会したが、申立人に関する記憶は無く、申立ての事実を確認できる供述は得られなかった。

なお、申立人は、申立期間について雇用保険の記録においても当該事業所における記録は存在しない上、申立期間を含む昭和59年4月から62年3月までは国民年金に加入し、国民年金保険料が申請免除されていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から38年1月16日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和37年10月1日から38年1月16日までの期間については加入の記録が無いとの回答をもらった。

昭和37年10月1日からA社（現在は、B社。以下同じ。）の工場勤務しており、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、申立人に係る退職願及び誓約書の写しには共に申立人の入社日は昭和38年1月16日と記載されていることから、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していた事実を確認できない。

また、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証に記載された資格取得年月日及び社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿によると申立人の資格取得日は、昭和38年1月16日であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無く、給与明細書等の保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料も無い。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚3人及びその他の同僚4人に照会したが、申立人が申立期間において当該事業所で勤務していたとする供述は得られなかった。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月ごろから 32 年 3 月ごろまで
② 昭和 32 年 4 月から 34 年 3 月まで

昭和 28 年 4 月ごろから 32 年 3 月ごろまでは、A 社 B 工場で働き、同年 4 月から 34 年 3 月までは、C 社 D 工場で働いていた。

厚生年金保険料の控除を証明する資料等はないが、両工場で勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が A 社 B 工場に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、勤務していた期間の記憶が明確でない上、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は申立期間①から 19 年経過した昭和 51 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は一緒に勤務していた同僚の名前を記憶しておらず、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

加えて、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることができない。

なお、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと

は考え難い。

このほか、申立期間①の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、E省F局からの回答により、申立人は、昭和33年1月31日から34年2月9日までC社D工場でG職として届けられていることが確認できることから、申立期間②のうち33年1月31日から34年2月9日まで同工場で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間②について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和36年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は一緒に勤務していた同僚の名前を記憶しておらず、厚生年金保険の適用時から加入していた被保険者について、社会保険事務所の厚生年金保険記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した形跡は見当たらず、そのうち所在が確認できた者二人に照会したところ、そのうち一人から、「当該事業所が厚生年金保険の適用になる前から勤務していたが、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなく、保険料も給与から控除されていなかった。」と述べている。

さらに、当該事業主は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

なお、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各々の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 12 月 1 日まで
② 昭和 60 年 1 月 31 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 58 年 10 月 1 日に A 社に入社し、B 施設で C 職として 60 年 6 月末まで勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、59 年 12 月 1 日から 60 年 1 月 31 日までの期間しか厚生年金保険の被保険者期間が確認できない。

給与明細書等は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、A 社に照会したところ、「既に死亡した事務担当者以外、当時の厚生年金保険の適用状況について承知している者はおらず、関係書類等も保存していないため不明である。」と回答しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、申立人は、二人の同僚の名前を挙げ、これら同僚と時期を同じくして当該事業所を退社したと主張するが、このうち一人は、申立てに係る事業所において厚生年金保険の被保険者となった記録が無い上、申立期間②について他の事業所において厚生年金保険の被保険者となったことが確認できるものの既に死亡しており、残る一人も申立人と同様に昭和 60 年 1 月 31 日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるが、所在不明であるため照会することができず、これらの者から、申立人の勤

務状況等について確認することができない。

加えて、社会保険事務所の記録により両申立期間当時、当該事業所で勤務していたことが確認できる者5人に照会したところ3人から回答があり、このうち昭和60年3月26日に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者一人が、「入社時点ではB施設は既に閉鎖しており、申立人は当該事業所に勤務していなかった。」と供述している。

その上、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の健康保険証が昭和60年2月4日に返納された記録があり、雇用保険の加入記録においても、両申立期間における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 17 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 35 年 12 月 20 日から 36 年 2 月 20 日まで

申立期間①は、A省B部C出張所において非常勤労務者(D職)として勤務し、その後、申立期間②は、E省F局G事業所において臨時日雇作業員として勤務した。

両申立期間について、給与明細書等の保険料控除に関する書類は無いが、両事業所における勤務を示す経歴表もあるので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について両申立期間に係る各々の事業主に照会したところ、当時の資料が無く不明であると回答していることから、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管する両申立期間に係る各々の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間①について、申立人が名前を挙げた上司はA省B部C出張所において厚生年金保険の記録が確認できないが、既に死亡しており供述を得ることはできず、申立人が名前を挙げた同僚二人からは、申立人の申立ての事実

を確認できる具体的な関連資料や供述は得られなかった。

また、申立期間①当時の同僚から聴取すべく、社会保険庁のオンライン記録について確認したが、当該事業所は社会保険の適用はA省B部が一括して行っており、かつ、従業員数が多数であることから、当該申立期間に近い時期に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者21人に対し調査したものの、申立期間①当時に当該事業所に勤務していた者を特定することができず、当時の状況を聞き取ることができない。

なお、上記21人のうち、申立人と勤務していた事業所は異なるものの、回答のあった5人のうち二人が、それぞれ「勤務開始後、1年以上の期間において厚生年金保険に加入した。」、「勤務開始の11か月後に厚生年金保険に加入した。」と供述しており、本人が記憶している入社日と社会保険事務所の記録を比較したところ、供述どおりの期間を経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①当時、当該事業所は、社員を採用後相当の期間が経過するまでは厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと推察できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間②について、申立人の当時の上司の供述から、申立人が申立期間②当時、E省F局G事業所において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が名前を挙げた上司は当該事業所において厚生年金保険の記録が確認できず、申立人の申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

また、申立人は同僚に関する記憶が無く、申立期間②当時の同僚から聴取すべく、社会保険庁のオンライン記録について確認したが、当該事業所は社会保険の適用はE省F局が一括して行っており、かつ、従業員数が多数であることから、当該申立期間に近い時期に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者16人に対し調査したものの、申立期間②当時に当該事業所に勤務していた者を特定することができず、当時の状況を聞き取ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各々の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から同年 8 月 12 日まで

昭和 53 年 5 月から同年 8 月 12 日まで、同じ町内に住む二人と 3 人で A 社の B 町の工事現場で仕事をした。当該事業所で年金手帳をもらった記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について A 社に照会したところ、「申立期間当時、6 か月に満たない短期の雇用者については、厚生年金保険に加入させていなかった。また、申立人が携わったとする工事に詳しい者に照会したが、申立人の勤務状況については不明であった。」との回答を得た。

さらに、申立人が名前を挙げている同僚二人については、当該事業所における厚生年金保険の記録も確認できず、うち一人は死亡しており供述を得ることができず、残る一人及びその他の同僚 6 人に照会し回答があった二人からは、申立人の申立内容を裏付ける供述は得られない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月まで

前職のA社の店が閉店となったため、当時B市C区D地域にあったE社の店（F店又はG店）で昭和36年4月から37年2月まで働いていた。

両店では住み込みで働いており、他に部屋を借りてはならず、申立てに係る期間、両店に在籍していたことは間違いない。また、経営者は議員であったので、社会保険を掛けていないとは考え難く、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立期間当時、E社の各店に係る社会保険の適用はH会が一括して行っており、当時、E社本社において各店を統括する本部の事務員であったとする者から、「申立期間当時、各店の従業員について、厚生年金保険に加入させるか否かは各店がそれぞれ決めていた。」との供述を得た。

さらに、H会の資料を継承した「I会」が保管する健康保険厚生年金保険被保険者台帳では、申立期間当時、申立てに係る事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の記録は確認できない。

加えて、申立人は同僚に関する記憶が無く、申立期間当時の同僚から聴取すべく、社会保険庁のオンライン記録について確認したが、当該事業所は社会保険の適用はH会が一括して行っており、かつ、従業員数が多数であることから、申立期間当時に当該事業所に勤務していた者を特定することができず、当時の状況を聞き取ることができない。

なお、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、申立人が主張する当該事業所の経営者を特定することができず、関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 40 年 6 月 30 日まで

昭和 37 年 8 月から 40 年 6 月 30 日まで A 社で勤務していたが、社会保険庁の記録では、A 社の関連会社である B 施設に勤務した時の厚生年金保険の加入記録は有るものの、申立期間の厚生年金保険の加入が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない上、申立人が名前を挙げている同僚 5 人も当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡は無い。

さらに、申立人に係る厚生年金保険の適用について当該事業主に照会したところ、当時の資料が無く不明であると回答していることから、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

一方、申立人の雇用保険の被保険者記録では、昭和 37 年 9 月 7 日に当該事業所を運営していた「C 社」で資格取得の手続がされているが、「C 社」において、申立期間に申立人が厚生年金保険に加入していた事実は無い。

加えて、申立人が名前を挙げ、連絡先が判明した同僚 3 人及びその他の同僚二人に照会したところ、うち一人から申立人が当該事業所に勤務していたとす

る供述が得られたものの、それ以上の供述は得られず、申立人の申立事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月ごろから 36 年ごろまで

昭和 34 年に前の会社を退社し、翌月に運転免許を所持していたので、すぐにA社に採用され、約2年間B作業員として勤務した。健康保険証も受け取り、厚生年金保険も控除されていたと記憶している。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人は、当該事業所に勤務していた期間の記憶が明確ではない上、当該事業所は申立期間中に移転していることが事業主の供述及び商業登記簿謄本により確認できるが、申立人にはこの記憶が無い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚5人は、死亡しているか又は連絡先が不明であるため照会することができず、社会保険事務所の記録から、申立期間当時、当該事業所に勤務していた同僚6人に照会したものの、申立人の申立事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について当該事業主に照会したところ、当時の資料が無く不明であると回答していることから、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において

健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月 3 日まで
② 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 10 月まで

昭和 36 年 4 月ごろから 41 年 10 月ごろまで、A 社又は B 社に勤務していた。そのうちの一部の期間だけが厚生年金保険に加入したことになっているが、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

なお、A 社と B 社は経営者が同じであり、どちらかの会社で厚生年金保険に加入しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無い。

また、申立人は、申立人と異なる職種ではあるものの、両申立期間当時、両事業所で勤務していた同僚の名前を挙げており、このうち、所在が確認できる二人の者に照会したが、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった上、申立人が記憶している同僚以外に、両申立期間当時、両事業所に勤務していたと考えられる 7 人の同僚に聴取を行ったが、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、①の期間に関し、「C 職は、採用後、1 年半から 2 年間は見習期間として補助業務に従事していた。」としているところ、申立人が記憶している以外の同僚二人が同様の供述をしている上、このうち、C 職として勤務していたとする者は、「見習期間中は厚生年金保険に加入していない。」と供述していることから、申立人は、①の期間については、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

加えて、申立人の当該事業所に係る雇用保険記録は確認できない。

なお、申立人は、両事業所のどちらかにおいて厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、両事業所の事業主が同一であったことが確認でき、また、同僚の供述及び厚生年金保険の加入記録により、両事業所間における人事異動が行われていたことが確認できることから、両事業所間において複数回の人事異動を繰り返していると考えられる 12 人の加入記録を調査したが、加入記録が欠落していると考えられる者は確認できなかった。

その上、社会保険事務所が保管する、両事業所の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の現在の加入記録に係る記載以外に申立人の名前は記載されておらず、一方、両申立期間において、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、両申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月 22 日から平成元年 8 月 31 日まで
② 平成 2 年 10 月から 4 年 8 月まで

A社が経営する飲食店に勤務していた昭和63年7月22日から平成元年8月31日までの期間及びB社が経営していた飲食店に勤務していた平成2年10月から4年8月までの期間について、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入していない旨の回答をもらった。

しかしながら、それぞれの期間について間違いなく両事業所に勤務しており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、当時の給与明細書等は保管していないが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

2 申立期間①については、複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間①について、A社が経営する飲食店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は平成18年2月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると同年6月20日にC社に商号変更していることから、C社に申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について照会したが、回答を得ることはできなかった。

また、A社の当時の代表取締役、取締役、申立人が記憶していた上司及び複数の同僚に照会したものの、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、当時の取締役が、「当該事業所は社員の出入りが激しい業種であり、資料は無いが、社員全員は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述しているほか、申立人が一緒に勤務していたと記憶している同僚4人も当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。

- 3 申立期間②については、複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、退職した日の特定はできないものの、申立人は、B社が経営する飲食店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間②について申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業主に照会したが、申立ての事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった上、申立人が記憶していた同僚で所在が確認できた一人の同僚、社会保険庁の記録から確認できた複数の同僚及び給与事務を担当していたとする部長からも、申立ての事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、当該事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の資格取得日は平成元年9月1日、資格喪失年月日は平成2年10月21日であることが確認でき、社会保険庁の厚生年金保険の記録と合致する上、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の記録は厚生年金保険の記録と合致している。

- 4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月から 35 年 5 月 31 日まで

A社に係る厚生年金保険の加入記録を照会したところ、厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 35 年 6 月 1 日との回答を社会保険事務所からもらったが、同社には 34 年 5 月から勤務しており、私の勤務実績とは 1 年程度相違している。

当時の給与明細書等は保管していないが、給与から保険料が控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時においてA社に勤務していたとする事業主の息子の供述及び申立人の申立内容から判断すると、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは推認することができるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、当該事業所は、昭和 61 年 1 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主、取締役であった上司及び監査役であった社会保険事務担当者は、既に死亡していることが確認できることから、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることができない。

さらに、申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 25 人のうち所在が特定できた 8 人に照会したところ、4 人から回答が得られ、この 4 人全員が「入社後一定期間は、試用期間があった。」と供述している上、申立人も、「入社後一定期間は、試用期間があったように思う。」

と供述していることから、申立期間当時、当該事業所には一定期間の試用期間が有ったことが推定される。

加えて、これら4人のうち3人が、「試用期間においては、厚生年金保険には加入していなかった。厚生年金保険に加入していなかった試用期間について、厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い。」と供述していること、及びこれら4人のうち入社日に係る記憶が有る3人の同僚全員について、当該同僚本人が記憶している入社日と社会保険事務所の記録による当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日とが、最大で30か月間相違していることが確認できることから判断すると、申立人についても、当該事業所で、入社日から一定期間は厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を給与から控除していなかった状況がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した記録が無いと回答を受けた。
高校卒業後、A社に勤務し、当時一緒に勤務していた4人の同僚は記録があるのに、私の記録だけ無いことは納得できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容、提出された写真及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の書類は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると昭和 37 年 10 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本によると 49 年 10 月 1 日に解散している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について、関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚で所在が確認できた者 3 人に、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について照会したが、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。その上、申立期間に当該事業所で勤務していたことが確認できる複数の同僚に照会したところ、そのうち当時の経理事務を担当していたとする二人は「詳細については分からないが、A社は社員の厚生年金保険の加入について、何らかの基準があったと思う。」

と供述していること、及び入社日を記憶している複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は入社日と同時となっていないことから、当該事業所では厚生年金保険の加入について、何らかの基準により、採用後、一定の期間をおいてから行われていたものと推測される。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者原票には、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した事実は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 16 日から 38 年 1 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、昭和 38 年 2 月 1 日から厚生年金保険に加入となっているが、A省B事業所で 37 年 12 月 16 日から 38 年 9 月 14 日まで継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社D支店から提出のあった申立人に係る当時の人事記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、勤務したと主張するB出張所は存在せず、E出張所で臨時雇として勤務していたことが確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、C社D支店では、「申立期間当時においては、2か月未満の短期雇用については、厚生年金保険に加入させていなかった。申立人は、昭和 38 年 2 月 1 日から長期雇用として手続を取ったものと思われる。」と供述している。

さらに、申立人と同時期に勤務していた複数の同僚に当時の当該事業所における厚生年金保険の加入について照会したところ、回答が得られた4人のうち二人は、「2か月未満の短期雇用の人については、厚生年金保険に加入させない基準を設けていた。」と供述している。

加えて、申立人と同じく昭和 37 年 12 月にF業務員として採用されている同僚は、「採用から2か月後に厚生年金保険に加入した。」と供述しており、このことは、当該同僚の厚生年金保険の資格取得日が、申立人と同じ 38 年 2 月 1

日となっていることで裏付けられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した記録が無いと回答を受けた。

昭和 39 年 3 月から 43 年 9 月まで A 社（入社時は、B 社）C 支店に勤務していた。46 年 10 月 1 日に D 氏に誘われて、同じ事業所に E 課の課長として再就職した。その後、F 社に吸収合併され、48 年 1 月末に退職した。

昭和 39 年 3 月から勤務した期間には、当該事業所の厚生年金保険に加入していたので、申立期間についても、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された名刺及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、昭和 39 年 3 月から勤務していた A 社 C 支店と別の事業所である G 社に勤務していたことは推認できるが、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録が確認できない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の書類は無い。

また、商業登記簿謄本により A 社 C 支店は昭和 46 年 8 月 31 日に廃止登記されていることが確認できることに加えて、申立人から提出された名刺に記載のある G 社及び F 社については商業登記が無く、社会保険事務所の記録においても、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

さらに、A 社は平成 12 年 9 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると同年 10 月 10 日に解散している上、複数の役員は「A 社 C 支店が廃止になった時に、当時在籍していた C 支店の社員は全員解雇になったはずであり、その後の C 支店の経営については、不明である。

なお、D氏が詳細について分かると思う。」と供述しているが、D氏は既に死亡しており供述を得ることはできないことから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。なお、同氏の社会保険事務所の記録を確認したところ、昭和46年9月1日にA社の厚生年金保険の資格を喪失した後、申立期間において厚生年金保険に加入した記録は無い。

加えて、複数の同僚が、「A社から経営が変わった後は、厚生年金保険には加入していなかった。F社は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、申立人が記憶していた同僚及びそれ以外の同僚7人について、社会保険事務所の記録を確認したところ、その7人全員が昭和46年9月1日から同年12月13日までの間にA社に係る厚生年金保険の資格を喪失しており、そのうち5人については、資格喪失直後に国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月 6 日から 44 年 5 月 1 日まで
② 昭和 44 年 6 月 3 日から 45 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みであるとのことであった。

しかし、私は、脱退手当金を請求したり受け取ったりした記憶が無いため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②の事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 1 日から 40 年 5 月 12 日まで
② 昭和 40 年 5 月 13 日から 42 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については脱退手当金を受けているため年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。脱退手当金の存在も知らなかったし、請求先である社会保険事務所がどこにあるのかも知らなかった。脱退手当金を受給しているという記録を受け入れることはできないので、申立期間について年金額に反映される被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る事業所の申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 12 か月後の昭和 44 年 10 月 28 日に支給決定されているが、各申立期間に係る事業所を管轄する社会保険事務所がそれぞれ異なっており、事務所間の照会回答等の事務に時間を要することが考えられる上、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別番号になっていることから、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 3 日から 42 年 8 月 1 日まで
② 昭和 45 年 11 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については脱退手当金を受けているため年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。一時金として受け取った記憶も手続を行った記憶も全く無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金を支給した旨の「脱」表示が確認できることから、申立人の意志に基づいて請求手続が行われたものとするのが妥当である上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和48年3月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 9 月 29 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社の期間は、脱退手当金を受給しているため厚生年金保険の被保険者期間に算入されないとの回答があった。当時はB市に在住しており、社会保険事務所に行ったことが無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和37年4月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号は申立て期間後の厚生年金保険被保険者期間のものとは別番号となっている。

なお、申立人は申立期間に係る事業所とは離れたB市に居住していたことから、当該事業所を所管する社会保険事務所で請求手続はできなかつたと主張しているが、裁定請求は最終事業所の所在地を管轄する社会保険事務所以外はこの社会保険事務所でも受理することができることになっている。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から 46 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間以前に勤務していた昭和 40 年 3 月から 44 年 4 月までの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給した。

しかし、申立期間に係る事業所には継続勤務しており途中で辞めたことは無い。辞めた時に脱退手当金をもらったことになっているのはおかしいので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前に勤務した期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 11 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 16 日から 43 年 5 月 1 日まで
② 昭和 44 年 1 月 1 日から 46 年 10 月 18 日まで

昭和 41 年 7 月 16 日から 46 年 10 月 18 日まで継続して、A社（現在は、B社。以下同じ。）に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、43 年 5 月 1 日から 44 年 1 月 1 日までの期間しか厚生年金保険に加入していないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人と一緒に勤務していたという同僚等の供述により、申立人は、A社に季節労働者（冬期間は休業）として勤務していたことが認められるが、申立人が、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人が一緒に勤務していたという同僚 5 人のうち、4 人は申立期間における厚生年金保険の記録が確認できず、他の一人も、申立期間のうち一部の期間しか厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする同僚及び社会保険事務所の記録より当該事業所に勤務していたことが確認できる者に照会したところ、「当該事業所は、事業主と C のみが継続して厚生年金保険に加入しており、これを除く他の者は季節労働者であり、厚生年金保険には加入しておらず、自分も、入社後、数年経過するまで厚生年金保険には加入していない。」と述べている上、当該事業所に係る社会保険事務所の記録を確認したところ、年度によっては厚生年金保険に加入している者、又は、数年経過するまで加入していない者が確

認できる。

加えて、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の資格喪失日が昭和44年1月1日となっている上、健康保険被保険者証も同年1月11日に返納されており、社会保険事務所の記録に不自然さはなく、同原票の整理番号にも欠番は無いことから、申立人は43年のみ季節労働者として厚生年金保険に加入したと推認できる。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立期間の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 20 日から 30 年 10 月ごろまで
社会保険事務所の記録によると、A社の厚生年金保険の資格喪失日が昭和 29 年 10 月 20 日になっているが、同事業所には 28 年 1 月 15 日に入社し、30 年 10 月の閉店まで途切れることなく勤務していた。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が閉店するまで申立人と一緒に勤務していたという同僚の供述及び申立人と同時期に同事業所に勤務していた複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において勤務していたことは推認できる。しかし、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 30 年 11 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本によると、商号登記はされているものの法人登記がされておらず、事業主が不明であることから、申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除についての確認ができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人の厚生年金保険の資格が喪失している昭和 29 年 10 月 20 日には、当時、当該事業所において、厚生年金保険の被保険者であった者の約半数に当たる 37 人（申立人除く。）が資格喪失していることが確認でき、この資格喪失者のうち同僚の供述等により勤務の実態が確認できた 14 人中 7 人が申立人と同様に当該事業所の閉店まで一緒に勤

務しており、前述の同僚は、「当該事業所は、経営が困難となり閉店となった。」と供述していることから、事業主は特定の従業員について厚生年金保険の資格喪失の手続を行ったと考えられる。

なお、前述の申立人と同様に閉店まで勤務していたことが確認できた7人のうち、所在が確認できた3人に申立期間に係る厚生年金保険料控除について照会したところ、二人は記憶に無いとしており、他の一人は、控除されていなかったと思うと述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年11月ごろから34年3月ごろまで
② 昭和34年11月ごろから35年3月ごろまで

両申立期間については、A社B事業所に勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B事業所に係る両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、A社によると「B事業所は既に閉鎖しており、厚生年金保険被保険者に関する資料は残されていない。」としていることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の加入状況について確認できず、当時の事業主も死亡しており事務担当者も氏名が特定できない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする同僚（故人）は、社会保険事務所の記録によると、両申立期間に厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらず、社会保険事務所の記録から当該事業所に勤務していたことが確認できる者に照会しても、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況についての供述を得ることはできない。

加えて、当該事業所の厚生年金保険被保険名簿には、申立人の名前は記載されておらず、同名簿の整理番号に欠番が見られないことから、申立人及び申立人が一緒に勤務していたとする同僚の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、両申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月1日から28年8月30日まで
申立期間については、A社に勤務して、B品製造器の管理をしていた。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情はなく、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は高齢のため、当時の状況は確認することができない。

さらに、申立人は、当該事業所には、申立人が入社してから退社するまで4人が継続して勤務していたとしており、申立人以外に3人の名前を挙げているが、社会保険事務所の記録によると、申立期間に継続して勤務していたのは一人のみで、他の二人のうち一人は昭和27年4月26日に厚生年金保険の資格を喪失しており、もう一人は申立人同様、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

加えて、社会保険事務所の記録により所在が確認できた4人に照会したところ、3人は申立人の名前に記憶が無く、一人は「期間は特定できないが、申立人が勤務していたことは知っている。しかし、申立人はB品の製造では無く、C機器の修理のため一時的に雇用された。C機器は修理後も長期間補修、管理が必要であり、申立人もしばらくの間工場にいることになったと記憶している。」と述べている。

なお、厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は当該事業所が厚生年金

保険の適用事業所になった昭和 26 年 3 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し同日に資格を喪失していることが確認できるが、①申立人が当該事業所に勤務していた時期等が特定できないこと、②申立人の職種が他の従業員と異なること、③申立人の申立期間前後の厚生年金保険被保険者期間が 34 年 1 月に D 共済組合に移管されているが、同組合に確認したところ当該事業所の期間が移管対象期間になっていないことから判断すると、事業主は 26 年 3 月 1 日に申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を提出したが、何らかの事情によりこれを取消しするところ、取消しに替えて同日の資格喪失届を提出したものと考えられる。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月ごろから 39 年 10 月ごろまで
A協同組合B支部発行の手帳に記載されているとおり、申立期間については、C社に住み込みで勤務していた。
厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇入年月が記載されているA協同組合B支部発行の手帳及び複数の同僚の供述により、申立人がC社に昭和30年5月から勤務していたことは認められるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから申立人の勤務実態や厚生年金保険加入状況は確認できない。

なお、当時の事務担当者に照会したところ、「申立人は他の従業員とは違い住み込みの見習いであり、事業主は厚生年金保険に加入させていなかったはずである。」と述べており、申立人が一緒に住み込みで勤務していたという複数の同僚についても、当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

さらに、申立人が一緒に住み込みで勤務していたという同僚一人に照会したところ、「自分は、申立人と一緒に住み込みで勤務していたが、厚生年金保険に加入していなかったし、給与から保険料が控除されたことは無い。」と述べ

ている。

加えて、厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 621

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで

A市役所B組合に昭和 29 年に就職し、30 年 9 月から正規職員として採用された。それ以降、平成 18 年 10 月末退職時までA市役所B組合のC職として継続して勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された永年勤続表彰状の写し、申立人の当時の同僚の供述等から、申立人が、申立期間において、A市役所B組合に勤務していたことは認められるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管するA市C会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない上、A市役所B組合は、昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人がA市役所B組合で一緒に働いていたとする同僚 3 人は、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、このうち、一人は高齢のため供述を得ることができず、一人は所在不明、残る一人は死亡している。

加えて、当時の代表者等の供述によると、「A市役所B組合の職員は、A市C会を通じて厚生年金保険に加入していたが、昭和 32 年 10 月ごろ、同会の規模縮小によりそれができなくなった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から同年12月まで
② 昭和39年4月から同年12月まで

昭和31年から40年まで、毎年、A社でB職をしており、冬期間は雇用保険を受給していた。厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細等はないが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻及び一緒に勤務していたという同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が両申立期間当時に当該事業所に勤務していたことは認められるが、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、両申立期間において、申立人と同じB職であった者二人についても厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、当該事業所では、毎年、季節雇用者と思われる者を多数厚生年金保険に加入させていたが、昭和36年からはその数が極端に減少しているところ、当時、当該事業所に勤務していた複数の者が「昭和36年ごろから下請の会社や個人を使うようになった。」と供述していることを踏まえると、事業主はそのころから何らかの事情により、季節雇用者については基本的に厚生年金保険に加入させていなかったものと認められる。

なお、当時の事業主は死亡しており、解散時の事業主も病氣療養中であることから、両申立期間当時の厚生年金保険の加入状況や保険料控除の事実について

て確認することができない。

加えて、両申立期間において、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月 1 日から 43 年 2 月 28 日まで
② 昭和 47 年 5 月 1 日から 48 年 3 月 25 日まで

申立期間①については、A社に、申立期間②については、B社にそれぞれ勤務していた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについては記憶に無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについての具体的な記憶が無い。

また、雇用保険の加入記録においても、申立事業所における申立人の記録は存在せず、申立期間のうち昭和 42 年 7 月 25 日までは、別の事業所での記録が確認できる。

なお、申立人が勤務していたとするA社は、調査の結果、C社（現在は、D社。以下同じ。）のグループ会社として、同社において厚生年金保険に加入していることが判明し、申立人も申立期間の一部である昭和 43 年 2 月 1 日から同年 2 月 25 日まで同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

しかしながら、A社の所長に照会したが、申立人の名前には記憶があるが、勤務期間までは特定できず、申立人から名前の挙がった同僚及び社会保険事務所の記録等から同事業所に勤務していたことが確認できた3人に照会したところ、申立人の名前に記憶が無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険の

加入状況について確認できない。

さらに、C社には当時の資料が保管されておらず、同社の経理事務を行っていた会計事務所に照会しても、資料は保管されておらず、当時の状況についても供述を得ることはできない。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人がB社における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、雇用保険の加入記録においても、申立期間における申立人の記録は存在しない。

なお、当該事業所は、E会及びF商工会議所に照会したところ、「G」の名称で昭和40年11月5日から51年12月25日まで開業していたことが判明したが、社会保険事務所の記録によると厚生年金保険の適用事業所として確認することができず、事業主も厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

さらに、事業主は死亡しており、申立人は一緒に勤務していたという同僚の名字しか記憶していないため、この同僚を特定することができず、申立てに関する供述を得ることができない。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月ごろから28年3月ごろまで
申立期間については、A事業所で、B作業、C作業等に従事していた。
作業中にけがをして病院にかかったことを記憶している。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所は、調査の結果、D社A事業所と判明したが、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、D社によると「B事業所は既に閉鎖しており、厚生年金保険被保険者に関する資料は残されていない。」としていることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の加入状況について確認できず、当時の事業主も死亡している。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする同僚及び社会保険事務所の記録から当該事業所に勤務していたことが確認できる者に照会しても、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況についての供述を得ることはできない。

加えて、当該事業所の厚生年金保険被保険名簿には、申立人及び申立人が一緒に勤務していたとする同僚5人のうち3人の名前は記載されていない。

なお、申立人は、作業中にけがをして診療を受けたと主張しているが、作業中のけがについては労働者災害補償保険適用のため、病院に受診したことをもって厚生年金保険に加入していたとは認められない上、厚生年金保険と一体的に加入する政府管掌健康保険とは違い、当該事業所は組合管掌健康保険に加入する事業所であるため、仮に健康保険を使用していたとしても、厚生年金保険

に当然に加入していたとは言えない。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月ごろから 34 年 6 月ごろまで
申立期間については、A社に勤務し、B作業の仕事をしていた。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び一緒に勤務していた複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは認められるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情はない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も所在不明のため、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

なお、申立人が名前を挙げた同僚によると、「当該事業所は、日雇労働者健康保険の適用事業所であった。申立人が日雇労働者健康保険の該当者であったかは記憶に無いが、申立人は正社員では無かった。」と述べていることから、申立人が、日雇労働者健康保険の被保険者であったことは否定できず、この場合、厚生年金保険の被保険者資格を満たしていないことが考えられる。

さらに、厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 : ,

2 申立期間の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から26年7月2日まで
② 昭和26年10月22日から28年9月5日まで

高校を卒業後の昭和24年4月から29年8月まで、A社でB職の仕事をしていた。勤務場所や仕事の内容が変わったことは無いが、厚生年金保険の被保険者期間が14か月しかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人と同じく高校を卒業後から当該事業所に勤務していた申立人の妹の供述及び申立人の申立内容から判断すると、申立人が両申立期間において当該事業所に勤務していたことは認められるが、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所は昭和29年8月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録により申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる者に照会したが、申立人については記憶しているものの、申立期間における厚生年金保険料控除を確認できる供述等を得ることができない。

2 申立期間①について、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和26年7月2日に当該事業所における一度目の資格取得をしていることが確認でき、同日には、申立人が専務であったとする者を含む12人が資格取得したことが確認できること、申立人が記憶している申立期間当

時の従業員数は事務所及び倉庫等を併せて 20 人ほどであるが、同日の直前の当該事業所における厚生年金保険の被保険者数は 5 人であることが社会保険事務所の被保険者名簿により確認できることを踏まえると、当時、事業主はすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない実態が見受けられる。

- 3 申立期間②について、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人は、昭和 26 年 10 月 22 日に資格喪失していることが確認でき、申立人と同日（昭和 26 年 7 月 2 日）に資格取得し、当該事業所の全喪日（29 年 8 月 25 日）まで継続して被保険者記録が存在する同僚二人（このうちの一人は専務であった者）には、27 年以降の定時決定の記載がなされているところ、申立人には当該記録が無い。このように、定時決定の記録が無いのは、申立人について、事業主から 26 年 10 月 22 日に資格を喪失した旨の届出が提出されたためであると考えられる。
- 4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 627

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 30 日まで

昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月まで、毎年、A 県 B 事業所 C 出張所で季節労働者として D 作業に従事しており、昭和 40 年度においては冬期間も E 作業に従事していたが、同年度の厚生年金保険加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、A 県 B 事業所 C 出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 41 年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立人及び申立人の同僚に係る昭和 39 年度及び 40 年度のうち昭和 41 年 10 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録から、A 県 B 事業所では、C 出張所に勤務する者を、当時既に適用事業所であった B 事業所における被保険者として加入手続を行っていたと考えられるものの、B 事業所に照会したところ、当時の資料は廃棄しているため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については確認できなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票を調査した結果、申立人が申立期間に資格取得した事実はなく、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間のうち昭和 40 年 5 月 1 日から同年 11 月 26 日までの期間について

ては、雇用保険の被保険者記録により、申立人がA県B事業所C出張所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立人が申立期間において当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人は、いずれも、申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡が無い上、申立期間前後にA県B事業所で厚生年金保険の被保険者であった者のうち、雇用保険の被保険者記録により申立期間においてC出張所に勤務していたことが確認できた一人も、申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡が無く、また、B事業所に対し、申立期間当時、C出張所に勤務していたD作業担当の季節雇用の総数について照会したところ、「約3人であった。」との回答があったことを踏まえると、B事業所では、何らかの理由により、昭和40年度に雇用したD作業担当の季節雇用のほぼすべてについて、厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

- 3 申立期間のうち昭和40年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年11月26日から41年4月30日までの期間については、雇用保険の被保険者記録において、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち一人は、「申立人が両期間においてC出張所に勤務していたかどうかについては、はっきりとは分からない。季節雇用の者が通年で雇用されることはなかったと思う。」と供述している。さらに、当該同僚のうち他の一人及び雇用保険の被保険者記録により申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認された一人は、いずれも既に死亡しており、これらの者から申立人の両期間における勤務状況等について確認することはできず、ほかに申立人が両期間において当該事業所で勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 15 日から 33 年 4 月 1 日まで
② 昭和 34 年 5 月 2 日から 36 年 4 月 1 日まで

申立期間①については、A省B局C事務所（現在は、D局E事務所F事業所。以下同じ。）G事業所において臨時職員としてF職の仕事をしていた。

申立期間②については、A省B局H事務所において臨時職員としてI職の仕事をしていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所が保管するA省B局C事務所及びA省B局H事務所の厚生年金保険被保険者名簿を調査した結果、申立人が両申立期間に資格取得した事実はなく、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間①については、申立人の同僚の供述から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、A省B局C事務所G事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A省B局C事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 5 月 1 日であることが確認できることから、申立期間①のうち 31 年 5 月 15 日から 32 年 5 月 1 日までの期間については適用事業所には該当していなかったことが確認できる上、D

局E事務所F事業所に照会したところ、「当該事業所で勤務する臨時職員は、昭和32年5月1日以前の期間については厚生年金保険に加入していなかった。」との回答を得た。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が申立期間①において当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚は、申立期間①当時は共済組合員であったことから、厚生年金保険に加入していた形跡が無い上、申立期間①前後にA省B局C事務所で厚生年金保険の被保険者であった者のうち生存が確認された者6人に照会しても、回答があった者はいずれもC事務所本所に勤務していた者であり、当時、G事業所に勤務していた臨時職員で厚生年金保険に加入している者は確認できなかった。

- 3 申立期間②については、A省D局が保管する申立人の人事記録により、申立人が、A省B局H事務所において、昭和34年5月2日に臨時月雇作業員（I職）となり、36年4月1日に常用作業員となると同時に共済組合員となった上、37年4月1日には正職員となったことが確認できる。

しかしながら、A省D局に照会したところ、「当時、臨時職員は、通常、採用後数年を経て常用作業員となり、さらに1年間の実績を経て正職員となって、その時点で共済組合員となった。」との回答があり、また、申立人の同僚の一人も、「臨時職員は、採用されてから日雇作業員を1年程度、月雇作業員を1年から2年程度経て勤務成績などを考慮されて常用作業員となり、この時点で厚生年金保険に加入した。」と供述していることを踏まえると、当時、事務所に勤務する臨時職員は、常用作業員となった時点で厚生年金保険に加入し、その後、正職員となった時点で共済組合員となるのが一般的な取り扱いであったと考えられるが、申立人は、上述の人事記録で確認できるとおり、何らかの事情により、常用作業員となった時点で、厚生年金保険に加入することなく直ちに共済組合員となったものと考えられる。

また、申立人がA省B局H事務所で一緒に勤務していたとする同僚及び社会保険事務所の記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存が確認された4人に照会したところ、当該同僚及び当該被保険者のうち回答が得られた二人は、いずれも「自分は事務関係の臨時職員であった。」と供述しており、当該事業所において、申立人と同様の事業関係の臨時職員で厚生年金保険に加入している者は確認できなかった。

- 4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 22 日から 37 年 4 月 14 日まで
昭和 34 年 6 月 22 日から 38 年 11 月 30 日まで、A 社（現在は、B 社。以下同じ。）C 事業所において、継続して勤務した。仕事の内容は、34 年 6 月 22 日から 37 年 4 月 14 日までは D 業務を担当し、同年 4 月 14 日から 38 年 11 月 30 日までは F 業務を担当していた。

社会保険事務所に照会したところ、昭和 34 年 6 月 22 日から 37 年 4 月 14 日までの D 作業していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、B 社に照会したところ、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できなかった。

さらに、申立人は、4 人の同僚の名前を挙げているが、うち二人は、姓のみしか分からないため所在を確認できず、ほかの二人は、社会保険庁の記録から死亡が確認できることから、いずれの同僚からも申立人に係る事実を確認することができない。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる同僚 5 人に照会したところ、うち 3 人は、「申立人の名前は聞いたことがあるが、申立期間に当該事業所に勤務し、D 作業に従事していたか否かまでは覚えていない。」と供述し、また、ほかの二人は、「申立人の名前

は、記憶に無い。」と供述している上、D作業を当該事業所の正社員が行っていたか否かについても3人が不明と供述していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 1 日から 47 年 6 月 1 日まで
A社に在職中、元上司から誘われて昭和 44 年 3 月 1 日にB社に入社した。
その際、当該事業所が健康保険及び厚生年金保険に加入していることを確認してから、入社を決意したことを記憶している。
社会保険事務所に照会したところ、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にB社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認できない上、当時の事業主は既に死亡しており、さらに当該事業所の後継事業所とみられるC社も平成 8 年 6 月に解散していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 3 人のうち、二人については、社会保険庁の記録から申立期間において厚生年金保険に加入していないことが確認できる上、連絡が取れた唯一の同僚についても、当該事業所では、厚生年金保険料を控除されていたか否か記憶に無いと供述している。

加えて、前述のC社の経理担当者から、「私は、昭和 47 年 2 月に、知人に

頼まれてC社に入社したが、その当時、会社の帳簿類の管理はきちんと行われておらず、厚生年金保険にも未加入であった。このため、自分が厚生年金保険の適用手続関係の事務を行い、適用事業所となった。しかし、社員の厚生年金保険関係の引継ぎの事務を行った記憶が無いことから、C社の前身のB社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、社員から厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」との供述があった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 7 日から 63 年 8 月 19 日まで

社会保険事務所の記録によると、A社（現在は、B社。）での厚生年金保険の加入期間は、昭和 63 年 8 月から同年 11 月までとなっているが、実際は 62 年 4 月から勤務しており、記録と違っている。給与からの保険料控除を確認できる給与明細書等はないが、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が昭和 62 年 7 月 13 日から同年 10 月 10 日まで、及び 63 年 4 月 11 日から同年 10 月 12 日まで、A社に勤務していたことは認められるが、申立人が、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない上、申立人は厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

また、申立人は、申立期間当時の状況に係る供述を拒否しているため、申立期間当時の勤務の状況、職種、同僚等を聴取することはできないが、申立人が社会保険事務所に提出した申立書に記載されていた同僚二人について調査したところ、所在が確認できない等から、申立人の申立期間に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況等について確認することはできなかった。

さらに、A社では、「現在、在籍している社員で、申立期間当時、現場責任者であった者に確認したところ、工期に合わせて期間限定で従業員を雇用し、最初の雇用時は厚生年金保険に加入させておらず、当該現場での作業が終わり、引き続き別の現場で雇用する場合は、改めて雇用契約を交わし、その時点で希

望すれば厚生年金保険に加入させていたはずであるとのことであった。当社はC工事業であり、申立人はD作業員であったはずなので、昭和62年4月の時点では厚生年金保険に加入させていなかったのではないかとと思われる。」と供述している。

加えて、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の資格取得の記録がある者9人に照会したところ、3人から回答があり、そのいずれも期間限定の従業員であったが、申立人の記憶は無いと供述しており、また、このうち二人は申立人と同じ現場作業員であると認められるが、両者とも当該事業所での勤務期間を記憶していないため、厚生年金保険の加入期間との整合を確認できないことから、申立人の申立期間に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況等について確認することはできなかった。

なお、社会保険事務所の記録によると、申立人は昭和62年3月から63年7月までの国民年金保険料を免除申請し、その期間の保険料を平成7年及び8年に追納したことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月から30年8月まで

A社会保険事務所に対し、申立期間の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入の記録が無いと言われた。

当該申立期間は、B社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。当時の関係資料は昭和61年の自宅の引っ越しで処分したため保管していないが、当該申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、B社に照会したところ、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、申立人が記憶している申立期間当時の社長は、既に死亡している上、職場の先輩3人についても、申立人はいずれも名字しか記憶していないことから申立人の説明により特定したが、そのうちの一人は社会保険事務所の被保険者名簿に記録は無く、他の一人は高齢のため回答が得られないほか、もう一人も「当該事業所において、申立期間に申立人と一緒に勤務した記憶が無い。」と供述しているため、当該事業所における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することはできなかった。

加えて、当該事業所の厚生年金保険の被保険者名簿から、申立期間において

当該事業所で勤務したとみられる被保険者3人に照会した結果、回答が得られたのは二人であり、そのうちの一人は、「申立期間に申立人が当該事業所で勤務していた。」と供述しているものの、申立人の配置されていた部署が申立人の供述と一致しない上、他の一人は、「申立人が申立期間に勤務していた記憶が無い。」と供述していることから、申立期間に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。